

## 自動車税

自動車という財産の所有に対して課税される財産税の一種ですが、道路を使用することに対して、その整備費などを負担していただく性格ももっています。

- ※ 令和8年4月1日から「自動車税種別割」が「自動車税」に名称変更されました。
- ※ 令和8年3月末をもって自動車税環境性能割は廃止されました。



### ● 納める人

4月1日（賦課期日）現在における自動車の所有者

- 備考1 割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。
- 2 年度の中で名義変更（移転登録）をしたときは、前の所有者がその年度1年分の自動車税を納めます。

### ● 納める額

- 1 自動車の種類、用途、排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間の税額）が定められています。

### 年税額（主なもの）

| 乗 用 車            |                |         |                              |                              |
|------------------|----------------|---------|------------------------------|------------------------------|
| 区 分              |                | 営業用     | 自家用                          |                              |
|                  |                |         | 令和元年9月30日以前に<br>初回新規登録を受けたもの | 令和元年10月1日以降に<br>初回新規登録を受けたもの |
| 電気自動車・燃料電池自動車    |                | 7,500円  | 29,500円                      | 25,000円                      |
| 総<br>排<br>気<br>量 | 1 ℓ以下          | 7,500円  | 29,500円                      | 25,000円                      |
|                  | 1 ℓ超 ～ 1.5 ℓ以下 | 8,500円  | 34,500円                      | 30,500円                      |
|                  | 1.5 ℓ超 ～ 2 ℓ以下 | 9,500円  | 39,500円                      | 36,000円                      |
|                  | 2 ℓ超 ～ 2.5 ℓ以下 | 13,800円 | 45,000円                      | 43,500円                      |
|                  | 2.5 ℓ超 ～ 3 ℓ以下 | 15,700円 | 51,000円                      | 50,000円                      |
|                  | 3 ℓ超 ～ 3.5 ℓ以下 | 17,900円 | 58,000円                      | 57,000円                      |
|                  | 3.5 ℓ超 ～ 4 ℓ以下 | 20,500円 | 66,500円                      | 65,500円                      |
|                  | 4 ℓ超 ～ 4.5 ℓ以下 | 23,600円 | 76,500円                      | 75,500円                      |
|                  | 4.5 ℓ超 ～ 6 ℓ以下 | 27,200円 | 88,000円                      | 87,000円                      |
|                  | 6 ℓ超           | 40,700円 | 111,000円                     | 110,000円                     |

| ト ラ ッ ク               |              |                                         |                                         |
|-----------------------|--------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 区 分                   |              | 営業用                                     | 自家用                                     |
| 最<br>大<br>積<br>載<br>量 | 1 t以下        | 6,500円                                  | 8,000円                                  |
|                       | 1 t超 ～ 2 t以下 | 9,000円                                  | 11,500円                                 |
|                       | 2 t超 ～ 3 t以下 | 12,000円                                 | 16,000円                                 |
|                       | 3 t超 ～ 4 t以下 | 15,000円                                 | 20,500円                                 |
|                       | 4 t超 ～ 5 t以下 | 18,500円                                 | 25,500円                                 |
|                       | 5 t超 ～ 6 t以下 | 22,000円                                 | 30,000円                                 |
|                       | 6 t超 ～ 7 t以下 | 25,500円                                 | 35,000円                                 |
|                       | 7 t超 ～ 8 t以下 | 29,500円                                 | 40,500円                                 |
|                       | 8 t超         | 29,500円に8 tを超える1 tまで<br>ごとに4,700円を加算した額 | 40,500円に8 tを超える1 tまで<br>ごとに6,300円を加算した額 |

- 2 年度の中で廃車・新規登録をした場合は、次のとおり、年税額を月割りした税額になります。

- (1) 4月1日後に廃車した場合 …… 4月から廃車した月までの月割り
- (2) 新規登録をした場合 …………… 新規登録をした月の翌月から3月までの月割り

## ▶ グリーン化税制

### 1 燃費性能等の優れた自動車（軽課）

排出ガス性能・燃費性能の優れた一定の要件を満たす自動車については、初回新規登録の翌年度に限り、次のとおり税率が低くなります。

#### 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回新規登録をした自動車

| 区 分                                       | 税 率           |
|-------------------------------------------|---------------|
| 電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車および一定の天然ガス自動車 | おおむね<br>75%軽減 |

備考 営業用乗用車については、一定のガソリン車、LPG車、ハイブリッド車およびクリーンディーゼル車も税率軽減の対象となります（令和8年3月31日までの間に初回新規登録をしたものに限ります。）。

### 2 一定年数を経過した自動車（重課）

初回新規登録から一定の年数を超えている自動車については、次のとおり税率がおおむね10%または15%高くなります。

10%重課 … バス、トラック等

15%重課 … 乗用車等

|                         |                                    |
|-------------------------|------------------------------------|
| ガソリン車（ハイブリッド車を除く。）・LPG車 | 初回新規登録から13年を超えるもの（平成25年3月31日以前に登録） |
| ディーゼル車                  | 初回新規登録から11年を超えるもの（平成27年3月31日以前に登録） |

## ● 申告と納税

### 1 申告

自動車の購入・廃車・登録事項の変更などをしたときに、そのつど、自動車税の申告書（報告書）を提出します。

### 2 納税

県から送付される納税通知書により5月31日（土・日曜日の場合は、翌月曜日）までに納めます。ただし、4月1日後に新規登録をした場合には、申告のときに月割りした税額を納めます。

## ● 減免（主なもの）

1 災害被災者の減免（詳しくは42ページをご覧ください。）

2 障害者の減免（詳しくは44ページをご覧ください。）

3 社会福祉法人、公益法人またはNPO法人が所有する自動車で、通所介護や居宅介護など福祉サービスの用途にもっぱら使用するものは、減免申請書を提出することにより、税額の全額が減免されます。

# 自動車税 Q&A

## Q1

現在所有していない自動車の納税通知書が届いたのですが…

## A1

自動車税は4月1日現在の所有者<sup>\*</sup>に課税されるため、その方に対して納税通知書をお送りしています。自動車を譲渡したり、下取りに出した場合、譲渡先または下取り先と相談するなどして、確実に納めてください。

なお、自動車を譲渡したり、下取りに出した場合には、運輸支局で登録手続きが必要です。手続きを行っていない方は、早急に手続きをしてください。登録手続きを代理人に依頼した場合は、手続きが完了したかどうかを確認してください。

※ 割賦販売契約により購入した場合は、買主（使用者）に課税されます。

## Q2

自動車税の納税通知書が届かないのですが…

## A2

自動車税の納税通知書は原則として、運輸支局に登録した住所<sup>\*</sup>に送付しています。引っ越しや転勤により住所が変わった場合は、新しい住所を管轄する運輸支局で変更（住所変更）の登録手続きをしてください。すぐに登録手続きができない場合は、自動車税管理事務所に自動車税納税通知書の送付先変更の届出をしてください。送付先変更の届出は、パソコンおよびスマートフォン等から電子申請をご利用ください。

※ 自動車検査証（車検証）に記載または記録されている住所です。

[県税便利帳 送付先変更](#)

[検索](#)

!

### 登録変更

車を売買したとき、車の使用をやめたとき、住所を変更したときなどは、管轄の運輸支局で登録変更等の手続きをしましょう。

この手続きをしないと、自動車税がいつまでも登録上の名義人に課税されるなどトラブルの原因となります。

## 市町村税 軽自動車税

※ 令和8年4月1日から「軽自動車税種別割」が「軽自動車税」に名称変更されました。  
※ 令和8年3月末をもって軽自動車税環境性能割は廃止されました。

### ● 納める人

4月1日現在における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者

### ● 納める額

標準税率は、次のとおりです。

| 区 分                                 |                                                              |     |                 | 税 率              |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-----|-----------------|------------------|
| 原動機付自転車                             | ア 総排気量50cc以下、または定格出力0.6kW以下（ウ・オを除く。）                         |     |                 | 2,000円           |
|                                     | イ 二輪のもので、総排気量 50cc 超 90cc 以下（ウを除く。）、または定格出力 0.6kW 超 0.8kW 以下 |     |                 | 2,000円           |
|                                     | ウ 二輪のもので、総排気量125cc以下かつ最高出力4.0kW以下                            |     |                 | 2,000円           |
|                                     | エ 二輪のもので、総排気量90cc超（ウを除く。）、または定格出力0.8kW超                      |     |                 | 2,400円           |
|                                     | オ 三輪以上のもので、総排気量20cc超、または定格出力0.25kW超                          |     |                 | 3,700円           |
| 軽自動車<br>(660cc以下)<br>および<br>小型特殊自動車 | 二輪のもの（側車付を含む。）（125cc超250cc以下）                                |     |                 | 3,600円           |
|                                     | 三輪のもの                                                        |     |                 | 3,900円 (3,100円)  |
|                                     | 四輪以上                                                         | 乗用  | 営業用             | 6,900円 (5,500円)  |
|                                     |                                                              |     | 自家用             | 10,800円 (7,200円) |
|                                     |                                                              | 貨物用 | 営業用             | 3,800円 (3,000円)  |
|                                     |                                                              | 自家用 | 5,000円 (4,000円) |                  |
| 二輪の小型自動車（250cc超）                    |                                                              |     |                 | 6,000円           |

備考1 三輪、四輪以上の軽自動車について、平成27年3月31日以前に初回車両番号指定を受けた車両は（ ）内の税率になります。

2 排出ガス性能・燃費性能の優れた一定の要件を満たす軽四輪車等については、初回車両番号指定を受けた年の翌年度に限り、グリーン化特例（軽課）が適用されます。

3 初度検査年月（初回車両番号指定）から13年を経過した軽四輪車等については、その後の税率が各年度の標準税率からおおむね20%高くなります。

4 特定小型原動機付自転車については、上記表中「原動機付自転車」のうち、アの税率が適用されます。

### ● 納税

市町村から送付される納税通知書により、それぞれの市町村の条例で定める納期に納めます。

## 国 税 自動車重量税

### ● 納める人

自動車検査証（車検証）の交付等を受ける者および車両番号の指定を受ける者

### ● 納める額

乗用自動車の主な税率は、以下のとおりです（税率は用途等により異なります。）。

車検期間 3 年 … 車両重量 0.5t ごとに 12,300 円

車検期間 2 年 … 車両重量 0.5t ごとに 8,200 円

車検期間 1 年 … 車両重量 0.5t ごとに 4,100 円

### ● エコカー減税（主なもの）

令和 8 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの間に行われる新車登録の際に納付すべき税額と初回車検（新車登録後、最初に受けるもの）に限り、）を受ける際に納付すべき税額については、次の期間に応じて減免されます。

令和 8 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの間に新車登録等が行われる乗用車の減免要件

| 区 分                                               |                                            |                                       |                | 新車登録 ※1 | 初回車検 ※2 |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|----------------|---------|---------|
| 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） |                                            |                                       |                | 免 税     | 免 税 ※3  |
| ガソリン車・LPG車<br>（ハイブリッド車を含む）                        | 平成30年<br>排出ガス規制<br>50%低減 <small>かつ</small> | 令和2年度<br>燃費基準<br>達成 <small>かつ</small> | 令和12年度<br>燃費基準 | 125%達成  | 免 税     |
|                                                   |                                            |                                       |                | 105%達成  | 免 税     |
| クリーンディーゼル車<br>（ハイブリッド車を含む）                        | 平成30年<br>排出ガス規制<br>適合 <small>かつ</small>    | 令和2年度<br>燃費基準<br>達成 <small>かつ</small> | 令和12年度<br>燃費基準 | 100%達成  | 75%軽減   |
|                                                   |                                            |                                       |                | 95%達成   | 50%軽減   |
|                                                   |                                            |                                       |                | 80%達成   | 25%軽減   |

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）に記載または記録されています。

※1 新車登録とは、道路運送車両法第60条第1項または第71条第4項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合をいいます。

※2 初回車検とは、※1の自動車検査証の有効期限が満了した後、最初に受ける車検をいいます。

※3 初回車検時は、新車登録により交付された自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、初回車検による自動車検査証の交付を受けた場合に限り免税となります。

自動車と税金

令和 9 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日までの間に新車登録等が行われる乗用車の減免要件

| 区 分                                               |                                            |                                       |                | 新車登録 ※1 | 初回車検 ※2 |
|---------------------------------------------------|--------------------------------------------|---------------------------------------|----------------|---------|---------|
| 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（平成30年排出ガス規制適合） |                                            |                                       |                | 免 税     | 免 税 ※3  |
| ガソリン車・LPG車<br>（ハイブリッド車を含む）                        | 平成30年<br>排出ガス規制<br>50%低減 <small>かつ</small> | 令和2年度<br>燃費基準<br>達成 <small>かつ</small> | 令和12年度<br>燃費基準 | 125%達成  | 免 税     |
|                                                   |                                            |                                       |                | 105%達成  | 免 税     |
| クリーンディーゼル車<br>（ハイブリッド車を含む）                        | 平成30年<br>排出ガス規制<br>適合 <small>かつ</small>    | 令和2年度<br>燃費基準<br>達成 <small>かつ</small> | 令和12年度<br>燃費基準 | 100%達成  | 75%軽減   |
|                                                   |                                            |                                       |                | 95%達成   | 50%軽減   |
|                                                   |                                            |                                       |                | 85%達成   | 25%軽減   |
|                                                   |                                            |                                       |                | 80%達成   | 本則税率    |

備考 各燃費基準の達成状況は、自動車検査証（車検証）に記載または記録されています。

※1 新車登録とは、道路運送車両法第60条第1項または第71条第4項の規定により自動車検査証の交付を受ける場合をいいます。

※2 初回車検とは、※1の自動車検査証の有効期限が満了した後、最初に受ける車検をいいます。

※3 初回車検時は、新車登録により交付された自動車検査証の有効期間が満了する日から起算して15日を経過する日までに、初回車検による自動車検査証の交付を受けた場合に限り免税となります。